

19.9.17
19.9.17

通 知 書

冠省 当職は、和歌山市議会議員である[REDACTED]
[REDACTED]氏（以下、通知人と言います）の代理人
弁護士として、特定電気通信設備「和ネット」
の運営管理者である貴殿に対し、下記のと
おり、通知人の名誉を毀損する情報が和ネッ
ト掲示板に流通していることを本書をもって
明確に通知し、併せて当該侵害情報の送信防
止措置（削除）を講じること及び当該侵害情
報の発信者情報を開示することを請求致しま
す。

記

1 貴殿が管理する特定電気通信設備

U R L : <http://>

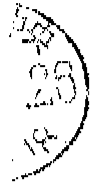
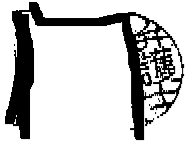
www.wa-net.net/

和ネット 掲示板（B B S）

スレッド名「利権和歌山市議に鉄槌を」

2 掲載された侵害情報

上記スレッド内の番号 1, 2 2, 2 5, 3
8, 4 5, 4 7, 5 6, 1 5 1, 1 5 4, 1
5 5, 1 7 0, 1 7 3, 1 7 5, 1 7 6, 1
7 7, 2 1 9, 2 2 6, 2 4 0, 2 4 3, 2
4 4, 2 8 5, 2 8 8, 2 8 9, 2 9 0, 2



9 5 , 2 9 7 の各書込（通知日現在）。

上記スレッドの書込内容は、大半が通知人に対する誹謗中傷ですが、その中でも、①通知人が「インテリアなどの身内関係者に代わる事実上の経営者と言われ、役所や建設業者、同業者を威圧して仕事を強引に取った」（書込1）、「砂山の財務省の宿舍の建設の裏側には恐ろしいほどの政治のからみがあるのもお忘れなく。内装工事の孫受けには、先頭に立って反対運動しているある政治家の会社が入っているとの噂もあります。一度皆様もお調べ下さい。（中略）自分の仕事のために住民運動するなんて昔の政治ですね！」（書込240）、「[REDACTED]市議って内装やも兼業してるよな。この市議仕事取るためやったら汚い手使うらしいな。」（書込289）などは通知人が和歌山市砂山地区における公務員宿舍建設問題で反対運動を先導しつつ、市役所などを恫喝して、自己の経営する内装業者に仕事を請け負わせているという虚偽の事実を流布し、市議会議員としての通知人の評価を下落させています。

また②「彼は女狂いのために40過ぎてまだ独身です。ある老舗の娘に婚約不履行で訴えられそうになったのも有名な話。（中略）彼は公人ですし、タイ買春旅行だけでなく、



風俗店にもよく出入りしています。」（書込47）、「この内装屋市議ホントにやばい人だな。（中略）『タイ買春』『風俗常連』は事実だろう。市役所アルバイト女子や他の市議もこの内装屋市議の話題でもちきりだそうな。」（書込175）などと根拠もなくタイ買春疑惑等を書き込み、通知人の人格を毀損しています。

3 名誉毀損の明白性

前記書込は、時には通知人の実名を記した書込に関連づけながら、発言者自身は匿名のまま、和歌山市議会議員である通知人が、議員としての立場を利用して利権を貪り、タイで何度も買春しているといった噂を公然とウェブ上で繰り返し摘示するものであり、一般人の注意と読み方を基準に考えれば、通知人があたかもそのような行為を行っているかに受け取られる内容であり、市議会議員である通知人の評判、品性などの外部的名誉を著しく毀損していることは明らかです。

また、これらの書込内容は虚偽であって、違法性が阻却されるような正当な言論ではありません。公務員宿舍の問題については、内装業を営む通知人の関連会社が工事を請け負った事実など存在しないことは発注元の財務



局などに保管されている文書などからその虚偽性は明白です。タイ買春疑惑等については、買春等を行ったという日時、場所すら特定されていない状況では、その不存在を反証する必要性も認められませんが、通知人はそのような行為は断じて行っておらず、根拠を示さない下品な誹謗中傷に過ぎません。匿名での書込は、通知人の少女買春、H I V 感染、同性愛の噂などを交えながら、証拠も示さずに通知人の誹謗中傷、人格攻撃に終始しており、その表現方法からしても、保護に値するような表現ではあり得ません。

4 発信者情報開示の必要性と正当な理由

通知人は、これまで上記書込を根拠のない誹謗中傷であると考え、堪え忍んで参りましたが、先般の市議会議員選挙を終えた現在もまだ貴殿の管理する和ネット掲示板で明白な名誉毀損発言が繰り返されていることに鑑み、今般、上記2記載の書込をすべて削除するよう求めると同時に、不埒な発言者らに対して断固たる法的措置を講じることに致しました。

ついては、発言者に対する損害賠償、謝罪文掲載による名誉回復措置、刑事告訴その他の法的措置を執るには発信者を特定するに資

する情報が必要不可欠ですから、いわゆるプロバイダ責任制限法第4条第1項に基づき、貴殿に発信者情報の開示を求める次第です。

5 開示を求める発信者情報

- ① 発信者の氏名または名称
- ② 発信者の住所
- ③ 発信者の電子メールアドレス
- ④ 発信者が侵害情報を流通させた際の、当該発信者のIPアドレス及びタイムスタンプのうち、保有するものすべて。

6 最後に

以上の次第で、当方は、和ネットの管理者である貴殿に対し、上記侵害情報の削除と発信者情報の開示を求めますので、速やかにプロバイダ責任制限法所定の手続を取った上で、管理者としての対応の結果を本書到達後2週間以内に書面にて当職までご回答下さい。

なお、上記スレッド内の管理者の書込（180，182，184，186）からすれば、貴殿は通知人に対する誹謗中傷がなされていることを認識しながら、発信者を特定されない方法を伝授しているとも思われます。今後、貴殿において、侵害情報を削除する際に発信者記録まで破棄隠匿したり、当方の要求

'07年 9月27日 2:37 PM

P.

を無視されるなどした場合は、プロバイダとしての貴殿の法的責任を追及せざるを得なくなりますので、その旨念のために申し添えます。

草々

平成19年9月26日

和ネット企画

代表

殿

代理人

弁護士

電話

この郵便物は平成19年9月26日第31527-1号

留内容証明郵便物として送付されたことを証明します。

和歌山中央郵便局長

